
特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟日本委員会

定 款

特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟日本委員会 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人国際文化青年交換連盟日本委員会と称する。

2 この法人の英語名称は、The Federation of National Committees in International Cultural Youth Exchange, Japan Committee とし、略称は、アイ・シー・ワイ・イー・ジャパンと通称する。

(事務所等)

第 2 条 この法人は、主なる事務所を東京都新宿区北新宿 1 丁目 7 号 2 1 番高澤ビル 9 0 1 号室に置く、必要に応じて支部を置くことができる。

(加盟)

第 3 条 この法人は、ドイツ連邦共和国の非営利法人である国際文化青年交換連盟に加盟する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、青年の海外派遣および国内招聘などに関する事業を行い、文化、人権、平和、福祉、環境、開発など、国境を越えた人類共通の諸問題に関する理解とその解決に向けた国際協力や国際交流などの推進を図り、すべての人間が共に生きることのできる公正かつ平和な地球社会の実現という公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 6 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本に在住する青年の海外派遣事業
- (2) 海外に在住する青年の国内招聘事業
- (3) 国際理解、国際交流および国際協力に関する啓発、研修および出版事業
- (4) 「国際連盟」およびその加盟団体との共催および協力事業
- (5) 異文化交流を通じた教育・生涯発達支援の事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次の収益事業を行う。

- (1) 日本語教育などに関する講座および研修事業
- (2) チャリティーイベントの実施事業

3 前項に掲げる事業は第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 7 条 この法人の会員は次の 3 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、年会費並びに寄付をもって活動を資金面で支援する個人及び団体
- (3) その他の会員 総会が別に定めた会員

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 その他の会員の入会については、別に定める。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき及び会員である法人または団体が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長及び常務理事はそれぞれ若干名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号を報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 4 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任命する。

第5章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 監事の選任、解任、職務、及び役員報酬
- (6) 事業報告および決算
- (7) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面又電磁的方法をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

(議長)

第27条

総会及び理事会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会及び理事会における決議事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会及び理事会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第44条の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- この定款は、この法人が法人として成立した日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
理事長 湯本浩之、 副理事長 丸山淳、
副理事長 北川毅 理事 猪井政廣
理事 Kroehler William George
理事 世取山充 理事 村野繁
理事 山本俊正 理事 佐藤雄一
- この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年10月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年7月31日までとする。
- この法人の入会金及び会費は平成29年6月24日より、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金 0円 年会費 3,000円
(2) 賛助会員 入会金 0円 会費年額 1,000円
- この定款は令和 1年 8月 2日から施行する。